

# 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団

## 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

平成22年10月14日設定

改正 平成27年 3月13日

改正 平成28年 6月16日

改正 平成31年 3月 8日

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（以下「財団」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

**第2条** 常勤役員の報酬は、本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員に対して支給する報酬は、理事会出席謝金とし、その額は、理事会への出席の都度1回当たり20,000円(税込)、議長にあっては30,000円(税込)とする。また、非常勤の理事が日常業務に従事した日については、その都度1回当たり20,000円(税込)、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、その都度1回当たり20,000円(税込)とする。

3 評議員に対して支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度1回当たり20,000円(税込)、議長にあっては1回当たり30,000円(税込)とする。

4 前2項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

5 第1項から第3項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

**第3条** 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬並びに非常勤の理事の日常業務に対する報酬については、その月の末日にその月に従事した分をまとめて支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

**第4条** 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

**第5条** 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

**第6条** 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定の例による。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日(以下「登記日」という。)から施行する。

(廃止規程)

2 財団法人中央競馬馬主社会福祉財団役員給与規程(平成6年2月22日設定。以下「旧規程」という。)は、登記日をもって廃止する。

(経過措置)

3 平成22年6月1日から登記日の前日までの期間内に財団法人中央競馬馬主社会福祉財団(以下「旧財団」という。)の常勤役員として在任した者に対しては、第2条第1項に定める報酬のほか、旧規程第7条の規定を適用することとした場合に登記日以後最初に同条の規定による特別手当(以下「特別手当」という。)を支給することとなる日に、理事長が定めるところにより、当該期間内におけるその者の在任期間(当該期間内に同条の規定による特別手当の支給があった場合は、当該支給の算定対象となる在任期間を除く。)に応じた特別手当の額に相当する額の報酬を支給することがある。

**附 則**（平成 27 年 3 月 13 日評議員会議決）

この規程は、平成 27 年 3 月 13 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 28 年 6 月 16 日評議員会議決）

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 31 年 3 月 8 日評議員会議決）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 3 月 8 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

**別 表**（月額報酬）

役 職	本 俸 月 額	役 員 手 当
専 務 理 事	809,000 円以内	328,000 円以内